

船舶事故調査報告書

令和5年12月20日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	令和4年11月12日 10時30分ごろ
発生場所	新潟県新潟港西区中央ふ頭 新潟港臨港灯台から真方位193°1,830m付近 (概位 北緯37°56.0' 東経139°03.9')
事故の概要	漁業取締船はやまは、岸壁に係留中、また、漁船第三十一博漁丸 ^{はくりよう} は、南進中、両船が衝突した。
事故調査の経過	令和4年11月24日、主管調査官（仙台事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 漁業取締船 はやま、499トン 141145、七洋船舶株式会社 B 漁船 第三十一博漁丸、4.8トン NG3-18556（漁船登録番号） 個人所有 第220-25569号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	A 船長A、四級（航海） B 船長B、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	A 左舷外板に擦過傷 B 左舷船首部に圧壊
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮中央期
事故の経過	A 船は、船長Aほか17人が乗り組み、新潟港西区中央ふ頭岸壁の先端に船首を北方に向けて右舷着けで係留していたところ、B 船が衝突した。 B 船は、船長Bが1人で乗り組み、酸水素混合ガスによる機関燃焼室のカーボンを除去する目的で新潟港西区へ入航し、中央ふ頭に向け、約9ノットの対地速力で南進中、船長Bが、A 船の手前約20mで右転しようと遠隔操縦装置のリモコンを操作したものの、同リモコンが作動せず、左舷船首部がA 船の左舷外板に衝突した。 B 船の遠隔操縦装置のリモコンは、本事故以前にも度々調子が悪くなって一時的に作動しなくなることがあり、本事故後、修理業者が点検したところ、リモコンケーブルの経年劣化による断線で作動不良の症状が出ていたものと判明し、リモコンケーブルが交換されて復旧した。
分析	A 船は、岸壁に係留中、B 船が衝突したものと考えられる。 B 船は、遠隔操縦装置のリモコンケーブルが経年劣化により断線

	し、作動不良が度々生じていた状況下、南進中、船長 B が遠隔操縦装置のリモコンを操作して右転しようとした際、同リモコンが作動不良になったことから、右転できずに A 船と衝突したものと考えられる。
原因	本事故は、A 船が、岸壁に係留中、B 船が、遠隔操縦装置のリモコンケーブルが経年劣化により断線し、作動不良が度々生じていた状況下、南進中、船長 B が、遠隔操縦装置のリモコンを操作して右転しようとした際、同リモコンが作動不良になったため、右転できずに A 船と衝突したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・ 船長は、遠隔操縦装置のリモコンに作動不良が生じた場合は、使用を中止し、早急に点検修理を行うこと。